

6 東彼杵町規則第 3 号

東彼杵町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(東彼杵町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 東彼杵町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>東彼杵町指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は_____</p> <p>_____、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請__)</p> <p>第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</p> <p>第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第132条第4項、第140条の24第5項、第</p>	<p>東彼杵町指定地域密着型サービス事業所及び_____指定地域密着型介護予防サービス事業所_____の指定等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び_____指定地域密着型介護予防サービス事業所_____の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 法</p> <p>第78条の2第1項及び_____法第115条の12第1項_____の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書(様式第1号)</p>

140条の25第5項、第140条の26第5項及び第140条の32第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

[削除]

2 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(共生型地域密着型サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第2条の2 法第78条の2の2第1項ただし書及び第115条の12の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、施行規則第131条の11の9第2項及び第140条の28の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5各項、第82条各項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出は、施行規則第131条の13第5項、第133条第4項、第140条の30第5項及び第140条の37第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 法第78条の2の2第5項及び第115条の12の2第5項の規定による届出は、施行規則第131条の11の10第2項及び第140条の28の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項ただし書及び第140条の28の3第2項ただし書に規定する場合は、この

により行うものとする。

2 町長は、前項の申請を受けた場合において、指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定をするときは、指定事業所決定通知書(様式第2号)により、指定をしないときは、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

3 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

[新設]

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、省令第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第3号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(様式第4号)によりそれぞれ行うものとする。

[新設]

限りでない。

(指定の更新____)

第4条 第2条の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定による指定の更新について準用する。

[削除]

(指定の辞退_____)

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、施行規則第131条の13の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第6条 施行規則第140条の35第1項及び第2項の規定による届出は、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(公示)

第8条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2、第140条の31及び第140条の38に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

[削除]

[削除]

(指定の更新申請)

第4条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書(様式第5号)により行うものとする。

2 町長は、前項の申請を受けた場合において、指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の更新をするときは、指定事業所更新決定通知書(様式第6号)により、指定をしないときは、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

(指定の辞退の届出)

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(様式第7号)により行うものとする。

(指定の取消し)

第6条 法第78条の10及び第115条の19の規定により指定を取り消したときは、指定事業所取消通知書(様式第8号)により、当該指定取消しを受ける指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に通知するものとする。

(公示)

第8条 法第78条の11及び _____ 第115条の20 _____ の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に _____ 掲げる事項 _____について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防

[削除]

[削除]

[削除]

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

サービス事業所の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(5) サービスの種類

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号

(略)

様式第2号

(略)

様式第3号

(略)

様式第4号

(略)

様式第5号

(略)

様式第6号

(略)

様式第7号

(略)

様式第8号

(略)

(東彼杵町指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の廃止)

第2条 東彼杵町指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（令和2年規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。